## 市町村医療費助成の届け出を忘れていませんか!?



お住まいの市町村から医療費助成を受けられる場合があります。

この制度は、市町村へ手続きをすることにより「医療費受給者証」の交付を受け、医療機関に証を 提示することで医療費の助成を受けることができるものです。

<u>医療費助成と共済組合や互助会からの給付を重複して受けることは出来ません。そのため、医療費助成該当・非該当届を出していただく必要があります。</u>

## 〈医療費助成の種類〉



・乳幼児(6歳年度末まで)

• 子ども(小、中、高校生)

• 妊産婦

• 重度心身障害者

ひとり親・寡婦など

(注)市町村により助成対象年齢の違いや所得制限の違いがありますので、 詳細はお住まいの市町村へお問合せください。

## 〈共済組合への届け出手続き〉

組合員は、「医療費受給者証」の交付を受けたとき、または所得制限や年齢の到達などにより「医療費受給者証」を使用できなくなったときは速やかに所属所を経由して共済組合あて届出をおこなってください。

提出書類・・・「医療費受給者該当・非該当届(様式第18-1号)」 ※該当の場合は受給者証の写しを添付

※届け出様式は、所属所に備えているほか、公立学校共済組合岩手支部ホームページ (http://www.kouritu.or.jp/iwate/)からダウンロードが可能。

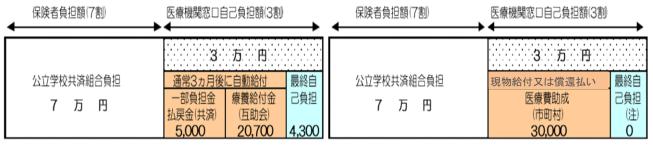
## 〈医療費の払戻しの違い〉

◆ 外来の場合の医療費負担割合 (総医療費 10万円 一般所得者)

〈公立学校共済組合・教職員互助会による通常給付〉



〈市町村の医療費助成該当者の給付〉



(注)最終自己負担額は市町村により異なりますので、負担額が発生する場合もあります。





子どもが生まれたので医療費助成の届け出を行ったが、所得制限で該当しなかった。市 町村独自助成もないので出生日から助成を受けられない。

当初から医療費助成に該当しない方については、非該当届を提出する必要はあり Α ません。

今後、所得の減少等により助成に該当したときは、該当届を提出してください。



子どもが医療費助成を受けており、すでに共済組合に届け出は済ませている。 8月に「医療費受給者証」が更新されて新しい証が届いた。

すでに届け出を済ませている方の「医療費受給者証」の更新については、改めて 届け出をする必要はありません。

証が更新されなかった(非該当となった)場合は、速やかに非該当届を提出してく



人事異動で転居した。転居前の市町村で医療費助成を受けていた。転居後の市町村でも 医療費助成を受けることとなった。どのように届け出すればよいか?

転居前の市町村の非該当届とともに転居後の市町村の該当届を提出してください。 転居に伴い、今まで助成を受けられなかった方が該当となったり、その逆の場合 もありますので届け出にはご注意ください。



非該当届を提出したいが、「医療費受給者証」を市町村に返却したため非該当年月日が わからない。どうしたらよいか?

お手数をおかけしますが、居住する市町村役場に問い合わせて非該当年月日を確認 したうえで記入して提出してください。



市町村の医療費助成を受けていたが、共済組合へ届け出を忘れていた。どうしたらよい か?

速やかに該当届を提出してください。また、医療費の給付が、市町村分と共済組合・教職員互助会分の二重給付になって いる可能性があります。共済組合で確認して二重給付が確認されたときは、共済組合 と教職員互助会給付分を返納していただきます。 (返納が生じた際は、共済組合から文書により通知します。)



妊産婦の医療費助成を受けていた。出産の翌月末に非該当となったが、共済組合へ届け 出を忘れていた。どうしたらよいか?

速やかに非該当届を提出してください。

また、非該当届が提出されるまで共済組合・教職員互助会からの給付は停止してい ます。共済組合で確認し未給付となっている医療費がある場合は、追加給付を行います。 (追加給付は、非該当判明より過去2年分(互助会は3年分)となります。) ※妊産婦の非該当届を忘失しているケースが多いのでご注意ください。

> 問い合わせ先 公立学校共済組合岩手支部 TEL 019-629-6218 FAX 019-653-1547